

魚津市の財政を考える市民会議設置要綱

(設置)

第1条 市民との協働による財政体質改善に向けた方策の検討や市民にわかりやすい財政状況の公表方法を研究するため、魚津市の財政を考える市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 市民会議は、魚津市の財政状況及び財政に関する市の施策の実施状況等に関して協議し、市長に対し意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 市民会議は、13人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、地域における産業、福祉、教育その他の識見を有する者の中から市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長)

第5条 市民会議に座長を置き、副市長をもって充てる。

2 座長は、会務を総理する。

(会議)

第6条 市民会議の会議は、座長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 座長は、必要があると認めるときは、市民会議の会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 市民会議の庶務は、企画総務部財政課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成29年3月2日魚津市告示第15号）

この要綱は、公表の日から施行する。